

津山市生涯学習人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 津山市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の推進及び市民の教育、文化等の学習活動のニーズに応え、これを支援するために、津山市生涯学習人材バンク（以下「バンク」という。）を設置する。

(登録分野)

第2条 バンクの登録分野は、市民の生涯学習活動に関する分野(別表のとおり)とする。

(登録対象者)

第3条 バンクの登録対象者は、次の各号の要件すべてを満たす個人、団体及び企業とする。

(1) 生涯学習活動に関する資格や豊富な経験を有し、生涯学習活動を支援するにふさわしく、かつ意欲のある個人及び団体並びに生涯学習活動に理解があり、市民の生涯学習活動を支援することができる企業。

(2) 18歳以上の個人又は概ね18歳以上の人で構成される団体若しくは企業。

(3) 津山市内で講師として指導が可能である個人、団体、並びに企業。

2 政治、宗教活動又は営利を目的として登録してはならない。

(登録方法)

第4条 バンクへの登録は、津山市生涯学習人材バンク登録申請書(様式第1号)による申請に基づき行うものとする。市長は、登録申請書の内容が適切であると判断した場合、速やかに登録するものとする。

(報償金)

第5条 登録者(前条の規定によりバンクに登録された個人、団体及び企業をいう。以下同じ。)の活動に当たっての報償金は、登録者に依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)と登録者により、その有無、金額等を決定する。

(登録期間)

第6条 バンクの登録期間は、原則3年間とし、3年ごとに更新を行うものとする。ただし、初めて登録しようとする者の登録期間は3年以内で市長が定める期日までとする。

(登録の更新)

第7条 登録を更新しようとする登録者は、登録期間満了前に津山市生涯学習人材バンク登録更新・登録取消申請書(様式第2号)により申請する。市長は、申請内容、活動状況等に鑑み、登録更新の可否を決定する。

2 市長は、登録を更新しないと決定したときは登録者に通知するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は登録の内容を変更し、追加し、又は取消すものとし、その旨を津山市生涯学習人材バンク登録内容変更・登録取消決定通知書(様式第3号)により登録者に通知する。

(1) 当該個人、団体及び企業から申出があったとき。

- (2) 申請内容に偽りがあったとき。
- (3) 登録者の立場を利用し、営利活動並びに宗教及び政治活動をしたとき。
- (4) 社会的信用を失墜するなど、登録者としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、登録者が生涯学習活動の支援を行うことが難しいと判断されるとき。

(登録者一覧表及び登録者台帳の作成)

第9条 市長は、登録者について津山市生涯学習人材バンク登録者一覧表（様式第4号）及び津山市生涯学習人材バンク登録者台帳（様式第5号。以下「登録者台帳」という。）を作成する。

(登録者情報の提供)

第10条 市長は、登録者情報の活用を図るため、次の方法により登録者情報の提供を行う。なお、登録者情報の提供にあたっては、登録者の同意がある場合などを除き、津山市個人情報保護条例（平成15年津山市条例第2号）第9条の規定により、その収集目的の範囲を超えた利用又は他の機関への提供は行わない。

- (1) 登録者台帳を市ホームページに掲載する。
- (2) 登録者台帳を津山市地域振興部生涯学習課窓口に備えつけ、登録者情報の詳細について提供を受けたい人に直接提供する。

2 市長は、登録者情報を目的外に利用しようとする者に対しては、登録者情報を提供しない。

(他の事業への提供・情報の共有化)

第11条 登録者情報は、本人の承諾により、岡山県生涯学習ポータルサイト「ぱるネット岡山」へ情報提供できるものとする。このとき、津山市個人情報保護条例第10条の規定により、情報の提供先に対して、提供した情報に必要な制限を付し、又は適正な取扱いのために必要な措置をとるよう求めるものとする。

(登録者への依頼)

第12条 登録者への依頼については、個人、グループ若しくは団体が主催する学習活動又は社会教育施設及び関係部局等の主催する事業とする。

- 2 登録者に依頼をしようとする者（以下「依頼者」という。）は、津山市生涯学習人材バンク依頼書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項に定める依頼書の提出を受けたときは、登録者の意向を確認し、その結果を依頼者に伝えるものとする。
- 4 契約、報償及び活動に当たっての保険並びに学習活動の実施等については、依頼者と登録者間の責任に委ねる。
- 5 依頼者は、学習活動実施後、速やかに市長へ津山市生涯学習人材バンク事業実施報告書（様式第7号）を提出するものとする。

(庶務)

第13条 バンクの窓口及び運営に関する庶務は、津山市地域振興部生涯学習課において執り行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、当バンクの運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行前においても、登録の募集、申請等必要な行為を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。